

島根労働局発表
平成26年10月23日

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 綿貫 直
	監察監督官 川角 洋二
	TEL : 0852-31-1156

報道関係者 各位

『日本再興戦略』改訂2014に基づいて「働き方改革」に向けた取組を要請します ～島根労働局長が県内の経済4団体の長へ要請～

島根労働局（局長 ^{ふるたこうしょう}古田宏昌）では、本年11月を「過重労働解消キャンペーン」期間（別添参照）とし、過重労働や賃金不払残業の撲滅や休暇の取得促進に向け、労使一体となった取組を促すため、県内の主要経済団体である島根県商工会議所連合会会頭古瀬 誠氏をはじめ、一般社団法人島根県経営者協会長、島根県商工会連合会長、島根県中小企業団体中央会へ本取組に関する周知・啓発などについて、下記の日程で島根労働局長が直接、協力要請を行います。併せて、日本労働組合総連合会島根県連合会（連合島根）へも同趣旨の要請を行います。

過重労働の問題については、本年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるとともに、同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされるなど、長時間労働の削減が全国における喫緊の課題です。島根県内においても、労働者1人平均の年間総実労働時間数が平成25年に1,862時間と全国平均の1,792時間を70時間上回っていることから、働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題となっています。

記

1. 日 時 平成26年10月30日（木）10時00分～10時30分
2. 場 所 松江市母衣町55-4 商工会館 3階
(松江商工会議所 会頭室)

3. 出席者
- ・ 島根県商工会議所連合会 会頭 古瀬 誠
 - ・ 一般社団法人 島根県経営者協会 会長 古瀬 誠
 - ・ 島根県商工会連合 会長 石飛 善和
 - ・ 島根県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事 大西 孝
 - ・ 島根労働局長等
4. 頭撮りについて 冒頭の古田局長からの要請文手交、古瀬会長の発言まで可。
要請行動後のコメント撮りについては、対応可。
5. 報道関係者の登録について
取材を希望される報道関係者の方は、別添の「報道関係者取材登録票」に所要事項を記載の上、10月29日（水）正午までに島根労働局労働基準部監督課宛へ fax（0852-31-1163）をお願いします。
6. 取材上の留意事項
- (1) 当日は、9:45までに松江商工会議所窓口へ集合してください。窓口からは労働局担当者が要請会場までご案内します。
 - (2) 指定の位置から、冒頭映像（スチールカメラ、TVカメラ）撮影が可能です。その後、報道関係者にはご退席いただきます。
 - (3) 上記にかかわらず、職員及び現地担当者の指示に従ってください。

《長時間労働削減推進本部》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=220266>

(別添)

【取材登録票FAX送付先】

島根労働局 労働基準部 監督課

FAX 0852-31-1163

(電話)0852-31-1156

平成 26 年 10 月 30 日 (木)

『日本再興戦略』改訂 2014 に基づいて「働き方改革」に向けた取組を要請します

～島根労働局長が県内の経済 4 団体の長へ要請～

報道関係者取材登録票

所属メディア名	
氏 名 ※ 希望される方全員を 記載 ※ 該当する区分に○を 付してください	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
連絡先 (携帯等) ※ 緊急時の連絡のみに 使用します	

10 月 29 日 (水) 正午までに御登録願います。